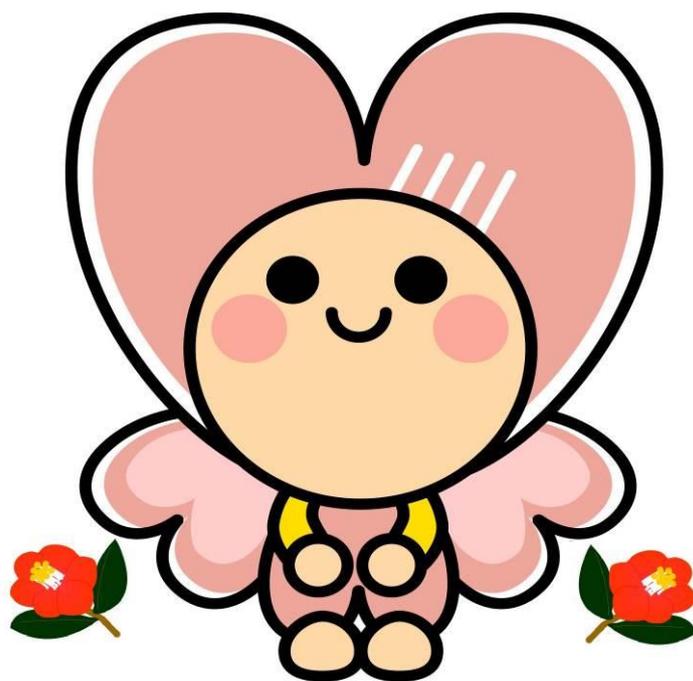


## 第2期松浦市地域福祉活動計画



長崎県内社協マスコットキャラクター「いこいちゃん」

## ごあいさつ

第1期地域福祉活動計画策定から5年間の経過し、社会保障制度の改革など情勢の変化とともに、少子高齢化の進行や家族機能の低下、近隣住民のつながりの希薄化が一層加速するなど、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化いたしました。



これらの状況を踏まえ、第1期地域福祉活動計画の達成状況を評価し、時代に合った新たな目標を設定するため、自治会活動等に関するアンケートや福祉サービス利用者へのアンケート調査を実施し、地域の課題や問題点、今後の取り組みや方向性について様々なご意見、ご助言をいただきました。これらを基に、地域の皆さまや関係機関と行政が一体となって、より一層の地域福祉の推進を図るために第2期地域福祉活動計画を策定いたしました。

地域の課題が複雑化・多様化する中で、既存の福祉サービスなどでは対応できない新たな問題や課題も増えてきている状況にあって、お互いが支え合う仕組みづくりがますます重要になって参ります。

本計画は、その仕組みづくりの指針として位置づけ、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」の基本理念のもとに、基本目標の実現に向けて、皆さまと共に全力で取り組む所存でございます。皆様方の尚一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様を始め、ご協力いただきました関係機関の皆様に対し厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会  
会長 大畑 安盛

## 第2部

### 第2期松浦市地域福祉活動計画

#### 第1章 計画の策定にあたって . . . . . 61

- 1 はじめに
- 2 計画の目的
- 3 計画の方向性
- 4 松浦市地域福祉計画との関連 . . . . . 62
- 5 計画の性格 . . . . . 63
  - (1) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）とは
  - (2) 地域福祉計画（行政策定）とは
- 6 計画の期間
- 7 松浦市地域福祉活動計画策定まで
  - (1) 準備作業
  - (2) 各種調査
  - (3) 計画策定の体制 . . . . . 64

#### 第2章 計画の基本的な考え方 . . . . . 66

- 1 基本方針
- 2 活動目標
  - 活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり
  - 活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり . . . . . 67
  - 活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

#### 第3章 活動計画 . . . . . 68

- 活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり
  - 1. 住民が集う場づくりを支援します
  - 2. 地域や自治会活動の支援をします . . . . . 69

活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり	70
1. 福祉人材の育成を支援します	
2. 福祉教育の支援をします	71
3. ボランティアセンターの強化に取り組みます	72
活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり	73
1. 災害ボランティアの育成に努めます	
2. 日常生活支援に取り組みます	74
3. 総合相談機能の強化を推進します	75

<u>資 料 編</u>	76
--------------	----

松浦市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱  
松浦市地域福祉活動計画策定委員名簿  
松浦市地域福祉活動計画策定の経緯

## 第1章 第2期地域福祉活動計画の策定にあたって

### 1 はじめに

社会福祉協議会は平成24年4月に第1期地域福祉活動計画を策定し、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本方針に地域福祉を推進すべく事業を行ってきましたが、計画策定から5年が経過し、第1期地域福祉活動計画の期間が満了となりました。その間に介護保険法の改正や、障害者総合支援法の制定などにより福祉を取り巻く社会情勢が変化し、ライフスタイルが多様化したことで新たな福祉課題や福祉ニーズが出現しました。

これらのことを踏まえ、地域の実情に沿った計画となるよう第1期地域福祉活動計画を見直し、自治会活動等に関するアンケート調査や福祉サービス利用者へのアンケート調査を実施し、第2期地域福祉活動計画を平成29年4月に改めて策定いたしました。

### 2 計画の目的

地域福祉活動計画は、地域住民やボランティア、NPO、福祉サービス事業者などが「みんなが安心して暮らせるまち」をつくることを目的とした「民間の活動計画」です。

自分たちが暮らす地域で互いに助け合い、支え合っていくためには行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは十分とは言えず、市民との協働が必要です。

「第2期松浦市地域福祉活動計画」では「第2期松浦市地域福祉計画」と連携を図りながら子どもから高齢者、障がいのある人もない人も「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指します。

地域住民やボランティア団体、NPO、福祉サービス事業者、行政、社会福祉協議会など地域福祉に関わるすべての人々が一体となり、ともに助け合い、支え合う「地域共存の福祉」を進めます。

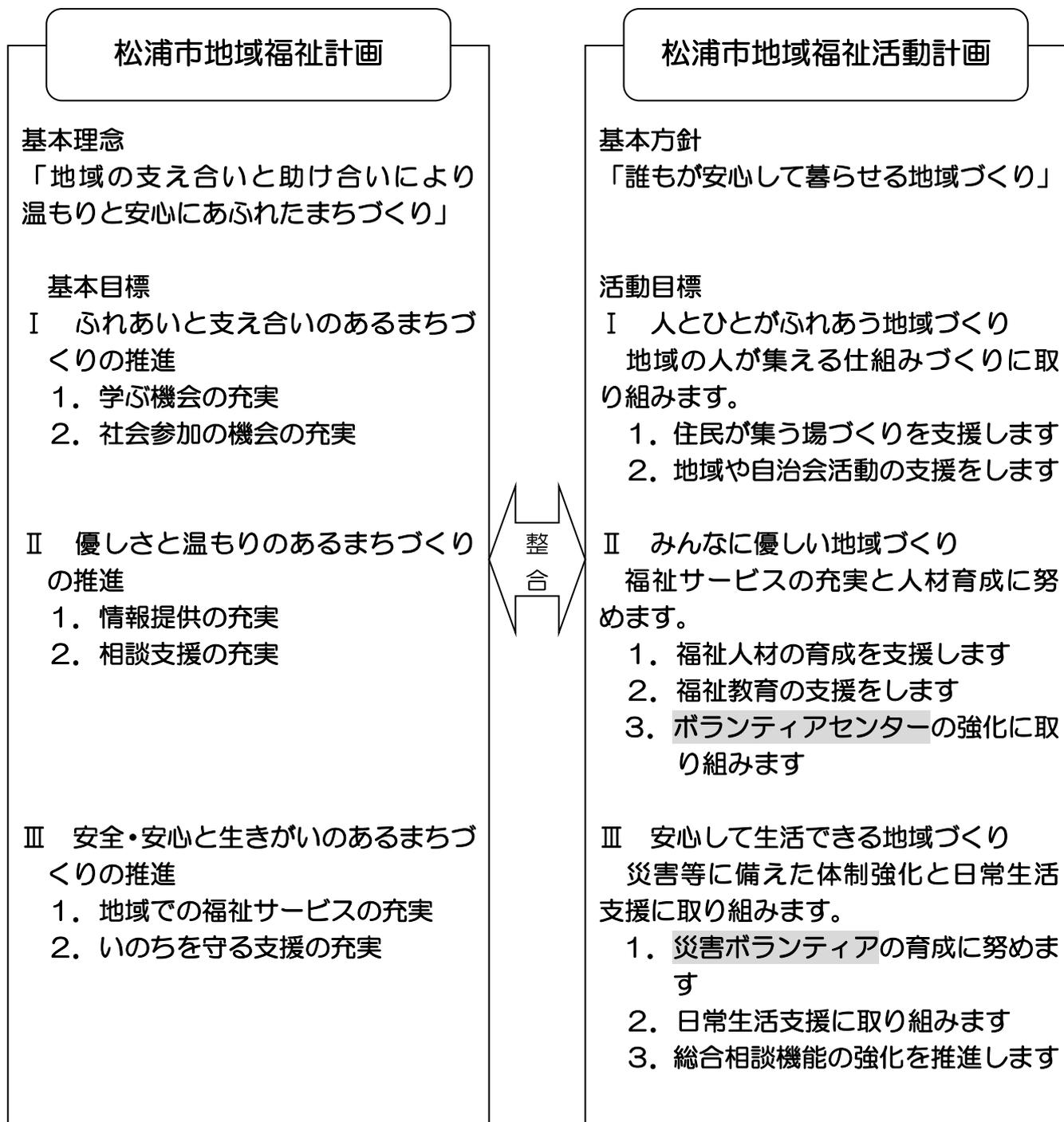
この計画をもとに地域住民のみなさんが主体的に参加していただくことで、いきいきとした「地域づくり」ができることを目的とします。

### 3 計画の方向性

地域福祉活動は、高齢者、障がい者、子ども、家庭、低所得者といった対象別に区分されるものではなく、昨今の社会福祉問題は生活課題の視点から福祉・介護サービス利用者の生活を考えたときに狭い意味での社会福祉の中では収まらないのが現実です。

地域における防犯、防災、買い物や通院などの外出支援、生きがいづくりなどの支援についても多種多様な分野との連携・協働が不可欠です。

#### 4 松浦市地域福祉計画との関連



※ボランティアセンター：ボランティアの養成・研修、情報の提供などを行い、ボランティア活動を支援する地域での拠点。

※災害ボランティア：地震や風水害などの災害が発生したときに、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアを指します。

## 5 計画の性格

この計画は、松浦市地域福祉活動計画策定委員会を中心に松浦市における地域福祉活動を推進することを目的としたものです。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は共に理念・方向性を同じくする計画であります。

従来、社会福祉協議会が取り組んできた事業に加えて・ボランティア団体などの活動も含んだ市民と社会福祉協議会の連携・協働を目指すものです。

### (1) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）とは

地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体的に策定される民間の活動計画であるという位置づけであり、市民の視点から地域福祉活動の行動計画を策定することが目的とされています。

### (2) 地域福祉計画（行政策定）とは

地域福祉計画とは、平成12年6月に社会福祉事業法が改正され、新たに制定された社会福祉法第107条に規定された市町村が策定する公的な計画で、「松浦市総合計画」を福祉の面から具現化するものです。

松浦市においては平成22年3月から「松浦市地域福祉計画」の策定作業が行われ平成24年3月に策定されたものです。計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間となっており、引き続き平成29年度から平成33年度までの5年間で第2期計画として策定されます。

## 6 計画の期間

「第2期松浦市地域福祉活動計画」は平成29年度から平成33年度までの5年間の計画です。ただし社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じ見直しを行います。

## 7 松浦市地域福祉活動計画策定まで

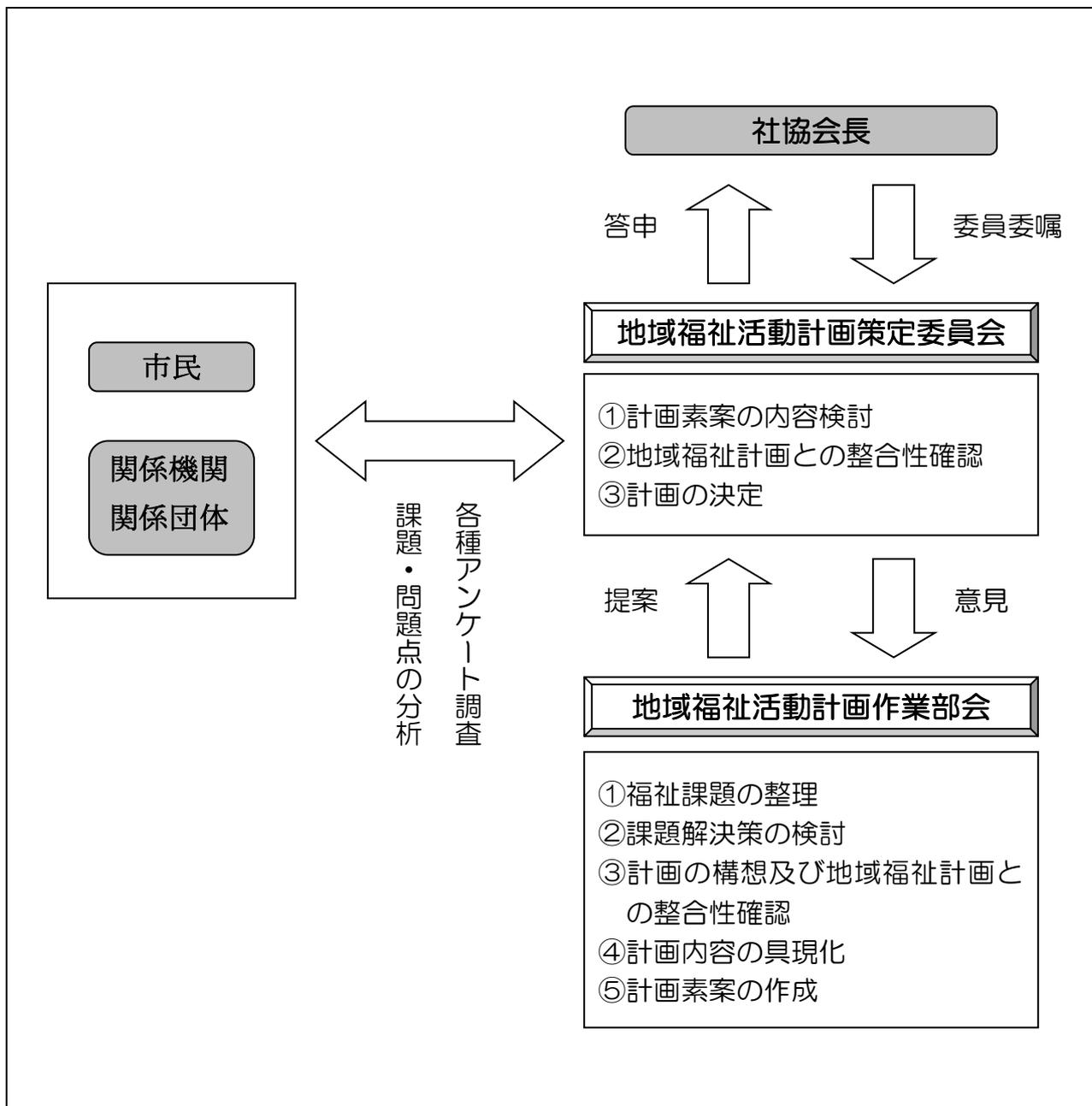
### (1) 準備作業

松浦市が策定する「地域福祉計画」と松浦市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の2つの連携に努めるため計画双方の作業部会や策定委員会においてお互いに参画をしました。

### (2) 各種調査

平成25年8月に市内全自治会を対象に「自治会活動等に関するアンケート調査」を行い、それを基に地域福祉に関する意識や課題を把握し、計画の基礎資料としました。

(3) 計画策定の体制



## (社会福祉法より抜粋)

### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (地域福祉の推進)

第2条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって・・・・中略・・・・

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本方針

#### 「誰もが安心して暮らせる地域づくり」

松浦市は、平成18年1月に旧松浦市、北松浦郡福島町、鷹島町と新設対等合併を行い、現在に至っております。

本市では、今日においても人口減少に歯止めがかからず、特に若年人口の流出にともなう高齢化が進行し、近い将来、地域コミュニティの崩壊が危惧されます。

このような中、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」が大切な課題であることから、市が策定した「松浦市地域福祉計画」を柱とし、住民が自助、共助の考えのもと「地域づくり」を進めていくことが今こそ求められています。

このことを具現化する為に、次の3つの活動目標を定めます。

### 2 活動目標

#### 活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり

##### － 地域の人が集える仕組みづくりに取り組みます －

近年は、地域でのつながりが希薄になってきており、いわゆる「地域崩壊」が、当市でも見受けられるようになりました。

隣近所を干渉しない、意識しないといった感覚があり、よく言われた「向こう三軒両隣」や「井戸端会議」があまり聞かれなくなりました。

以前は、語らいを通じた情報交換により、地域内のつながり、助け合いが自然に形成されていきました。

このようなことから、地域住民が「集いの大切さ」を再認識し、これからの地域づくりを推進していくために、意識改革を行い、世代を超えた集いの機会を模索する「集い活動」を展開し、併せて地域拠点「集い場所」づくりを推進します。

## 活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり

### － 福祉サービスの充実と人材育成に努めます －

少子・高齢化が急速に進み、過疎化が大きな問題となっていることから、近い将来「限界集落」となっていく不安感を地域で耳にするようになり、日常生活上の課題は年々多様化し、公的福祉サービスの支援だけでは解決することが難しくなると考えられます。

「住民の課題」を「地域の課題」としてとらえる視点が大切なことから、「福祉教育」の重要性を地域で認識できるよう、住民共助による福祉サービスの充実、新たなサービスの創設に努め、併せて、その担い手となる人材の育成を推進します。

## 活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

### － 災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組みます －

公共交通機関の衰退により、移動手段が無いために、日常生活に支障をきたしている高齢者・障がい者の方も多いため、安心して日常生活を営むことができる地域の実現に向け、住民間の助け合いを中心とした住みよい地域づくりを推進します。又、地域で子育てすることの大切さを再認識し、安心感の中で子育てしていると実感できる地域を目指した活動を推進します。

また、熊本地震を始め、近年各地で大規模な災害の発生により、住民の多くが日常生活に甚大な支障をきたしており、いつ起こるか分からない災害等に備えた取り組みは、大きな課題となっております。

日常における住民同士のつながりや支え合いを基盤に、災害時には災害ボランティアセンターを設置するとともに、平常時から関係機関とのネットワーク形成に取り組み、災害に強い地域づくりを目指します。

※ネットワーク形成：ある組織や体制が相互につながり、関連し合っている構造・仕組み・系列のことです。

## 第3章 活 動 計 画

### 活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり

－ 地域の人が集える仕組みづくりに取り組みます －

#### 基本施策

1. 住民が集う場づくりを支援します。

子どもや高齢者・障がいのある人など誰もが利用でき、交流を広げられる場所づくりに取り組みます。

#### 実施計画①

具体的な取り組み	社会資源の有効活用の研究を行います。				
取り組みの方向	地区公民館等の有効活用を、自治会や関係機関と研究し、集える場所づくりに努めます。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

#### 実施計画②

具体的な取り組み	地域での交流活動を応援します。				
取り組みの方向	集える場所で行われている交流活動の情報を発信することにより、他地域との交流活動を促進します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

※社会資源：福祉のニーズを充足するために活用される施設や機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能などの総称です。

2. 地域や自治会活動の支援をします。

住民一人ひとりに地域の一員であるとの認識を持っていただくことが大切です。そのために地域や自治会活動に、住民が参加しやすいよう支援を行います。

実施計画①

具体的な取り組み	自治会内の資源活用を支援します。				
取り組みの方向	モデル地区を指定し、自治会と連携を行い、 <b>地域資源</b> の活用方法を研究します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	➡		

実施計画②

具体的な取り組み	「ふるさとふれあい支援事業」(仮称)を創設します。				
取り組みの方向	自治会主催の地域行事等に対し、活動財源の支援を行います。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	➡		



▲ふれあい・いきいきサロンの様子(福島町日の浦公民館)

※**地域資源**：自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源を含む広義の総称です。

## 活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり

### － 福祉サービスの充実と人材育成に努めます －

#### 基本施策

##### 1. 福祉人材の育成を支援します。

住民はいろいろな問題や悩みを抱えながら生活をしています。

誰もが住みなれた地域で安心して生活をするためには、公的な福祉サービスだけでは解決することが難しい現状にあります。

地域でお互いが協力し助け合いながら、安心して住み続けられるために福祉人材を育成し、地域の福祉力を向上させることを目指します。

#### 実施計画①

具体的な取り組み	福祉人材の育成を推進します。				
取り組みの方向	福祉制度に取り組む人材の育成及び登録に努めます。 「福祉協力員登録制度」(仮称)の創設				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

#### 実施計画②

具体的な取り組み	福祉講座を開催します。				
取り組みの方向	公民館等を利用し、福祉制度、介護技術等の普及に努めます。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

## 2. 福祉教育の支援をします。

福祉サービスへの理解は、まだまだ不十分な状況にあります。

地域での福祉教育を推進することで「福祉の大切さ」を理解し、互いに助け合い、一人ひとりが孤独、孤立感を感じない、やさしさを実感できる地域づくりを目指します。

## 実施計画①

具体的な取り組み	学校での福祉教育の支援体制を強化します。				
取り組みの方向	福祉施設等と連携し、教育プログラムを作成します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

## 実施計画②

具体的な取り組み	地域に対する福祉教育を推進します。				
取り組みの方向	モデル地区を指定し、福祉体験学習プログラムによる福祉教育を推進します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

## 実施計画③

具体的な取り組み	福祉教育資材の充実を行います。				
取り組みの方向	教育プログラムに必要な教材の整備に努めます。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

3. ボランティアセンターの強化に取り組みます。

ボランティアセンターを中心とした住民の活動を積極的に展開することで、地域内のつながりがより深く形成されると考えられることから、住民共助によるボランティア活動を推進します。

実施計画①

具体的な取り組み	ボランティアのスキルアップを支援します。				
取り組みの方向	活動内容ごとのボランティア講座を開催します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

実施計画②

具体的な取り組み	ボランティア活動希望者・地域コーディネーターの発掘を行います。				
取り組みの方向	目的別に活動者を育成・登録し、併せて地域コーディネーターを養成します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		



▲ボランティア活動の様子（松浦市老人福祉センター）

※スキルアップ：技量・技能を向上させること。

※コーディネーター：ものごとを調整する役目の人。

## 活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

## － 災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組みます －

## 基本施策

## 1. 災害ボランティアの育成に努めます。

大規模災害への対応として、ボランティアに関する啓発と支援活動を推進し、災害発生時の活動が円滑に行われるよう、**災害ボランティアセンター**の機能強化に向けて取り組んでいきます。

## 実施計画①

具体的な取り組み	災害ボランティア養成講座を開催します。				
取り組みの方向	災害時にボランティア活動に取り組む人材の確保・育成に努めます。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

## 実施計画②

具体的な取り組み	災害ボランティアセンターに関する研修を推進します。				
取り組みの方向	災害を想定した「演習訓練」を行います。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

## 実施計画③

具体的な取り組み	災害ボランティアセンターの整備を行います。				
取り組みの方向	必要な資材・機材を研究し、整備強化を図ります。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

※災害ボランティアセンター：被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効率よく推進するための組織です。

2. 日常生活支援に取り組みます。

支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、幅広い住民の参加と協力により、日常生活に関するさまざまな支援活動を推進します。

実施計画①

具体的な取り組み	ふれあい・いきいきサロン事業の拡充を推進します。				
取り組みの方向	高齢者や障がい者を対象としたサロン事業を、市内全域で実施します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

実施計画②

具体的な取り組み	「サロン活動担い手養成講座」を開催します。				
取り組みの方向	サロンを運営する担い手を育成します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

実施計画③

具体的な取り組み	日常生活を支援する仕組みを作ります。				
取り組みの方向	「地域サポーター登録制度」(仮称)を創設します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→		

※ふれあい・いきいきサロン事業：身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者とボランティアとが協働で運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進する地域の拠点づくりを目的とした事業です。

※サポーター：支援する人。

## 3. 総合相談機能の強化を推進します。

生活課題を身近な場所で気軽に相談できる環境づくりや、専門機関相互のネットワーク化を推進し、必要に応じた福祉サービスを利用できる仕組みを作ります。

## 実施計画①

具体的な取り組み	地域で相談会を開きます。				
取り組みの方向	小学校区単位の公民館等を会場とした「地域総合相談所」(仮称)を開設します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→	→	→

## 実施計画②

具体的な取り組み	専門機関とのネットワークを確立し、多様な相談に対応します。				
取り組みの方向	行政、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、警察等、専門機関との連絡体制の仕組みを作ります。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→	→	→

## 実施計画③

具体的な取り組み	人材の育成に努めます。				
取り組みの方向	相談員のためのスキルアップ研修会を開催します。				
具体的な年次計画	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	準備	実施	→	→	→

## 資 料 編

1. 松浦市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
2. 第2期松浦市地域福祉活動計画策定委員名簿
3. 第2期松浦市地域福祉活動計画策定の経緯



▲策定委員会の様子

## 松浦市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 松浦市地域福祉活動計画の策定に関し、関係団体・機関相互の連絡調整等を行いその円滑かつ効率的な策定を図るため、松浦市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）活動計画策定に関すること。
- （2）活動計画策定のために必要な調査研究に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから松浦市社会福祉協議会会長（以下「社協長」という。）が委嘱する。

- （1）福祉団体を代表する者又はその関係者
- （2）社会福祉施設を代表する者又はその関係者
- （3）保健福祉・医療機関を代表する者又はその関係者
- （4）住民を代表する者
- （5）学識関係者
- （6）行政関係者
- （7）前の各号に掲げる者のほか、社協長が必要と認める者

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠委員を委嘱するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長の職務）

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### （意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、松浦市社会福祉協議会本所事務局において処理する。

(費用弁償等)

第9条 委員会に関わる報酬、費用弁償等の庶務については松浦市社会福祉協議会規程を準用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、社協長が招集する。

## 第2期松浦市地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏名	職名	選出区分	備考
1	川畑 喜久雄		住民代表	松浦市地域自治会連合会会長
2	柘元 あや子		住民代表	松浦市地域婦人会連絡協議会会長
3	濱野 晴海		保健福祉・医療	松浦市居宅介護支援事業者等 連絡協議会会長
4	久家 省三	副会長	社会福祉施設	特別養護老人ホーム愛光園園長
5	早田 伸次		福祉団体	松浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会部会長
6	永田 俊子		福祉団体	松浦市民生委員児童委員協議会会長
7	古館 智治		住民代表	調川地区社会福祉協議会会長
8	岡 正文		行政関係	松浦市福祉事務所所長
9	高橋 正	会長	学識経験者	元松浦市民生委員児童委員協議会 会長
10	大畑 安盛		福祉団体	松浦市社会福祉協議会会長

## 第2期松浦市地域福祉活動計画策定の経緯

開催日	会議名	主な協議内容
平成28年 4月26日	第1回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> <li>・第1期計画の事業評価について</li> </ul>
平成28年 5月27日	第2回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員について</li> <li>・第1期計画の事業評価について</li> </ul>
平成28年 6月28日	第3回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期計画の事業評価について</li> </ul>
平成28年 7月27日	第4回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会について</li> <li>・第2期活動計画素案について</li> </ul>
平成28年 8月24日	第5回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会について</li> <li>・第1期活動計画の評価について</li> <li>・第2期活動計画の方向性提案について</li> </ul>
平成28年 8月29日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長・副会長の選出</li> <li>・第1期地域福祉活動計画の概要説明</li> <li>・第1期地域福祉活動計画の進捗状況及び評価について</li> <li>・第2期地域福祉活動計画の策定について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
平成28年 9月21日	第6回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定委員会意見集約作業及び計画内容検討</li> </ul>
平成28年12月19日	第7回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回策定委員会について</li> <li>・具体的な取り組み内容について</li> </ul>
平成29年 1月13日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期松浦市地域福祉活動計画(案)について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
平成29年 1月30日	第8回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回策定委員会について</li> </ul>
平成29年 2月20日	第9回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回策定委員会について</li> </ul>
平成29年 2月27日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期松浦市地域福祉活動計画(案)について</li> </ul>



## 第 2 期松浦市地域福祉計画・第 2 期松浦市地域福祉活動計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 松浦市福祉事務所

〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地

TEL 0956-72-1111

FAX 0956-72-1115

<http://www.city-matsuura.jp/>

松浦市社会福祉協議会

〒859-4501 松浦市志佐町浦免 871 番地

TEL 0956-72-0788

FAX 0956-72-0649

<http://www.matsuura-shakyo.com/>